

# 第8次実施計画の策定にあたって (H28～H30)

企画財政部 企画課  
平成27年8月



# 1. はじめに

平成18年3月の北見市、端野町、常呂町、留辺蘂町の合併後、新「北見市」として、平成21年3月に新たなまちづくりの指針となる総合計画（基本構想、前期基本計画）を策定するとともに、平成26年3月には、後期基本計画の策定を行い、「ひと・まち・自然きらめく オホーツク中核都市 - 安心な活力都市 北見 -」の実現に向けて、まちづくりを進めています。

今後とも、市のまちづくりの最上位計画である総合計画に基づくまちづくりを着実に進めるため、平成28年度から始まる新たな実施計画（第8次）を策定します。

# 2. 総合計画の構成と期間について

総合計画は、市民と行政が目指すべきまちの姿を共有し、一つの方向に向かって着実に歩みを進めるための指針であり、まちづくり計画の最上位に位置づけられる計画です。

具体のまちづくり施策は、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、毎年度、実施計画を策定し、予算編成等の指針とします。

## (1) 総合計画の構成と期間

### ア 基本構想

まちづくりの長期的な指針として、10年後のまちの将来像やまちづくりの基本目標を示します。計画期間は平成21年度から30年度までの10年間とします。

### イ 基本計画

基本構想を実現するため、まちづくりの中期的な指針として、施策別に現状と課題、目的や方針などを示すとともに、施策の達成度を測る指標を設定しています。社会情勢等の変化に対応するため、基本構想の中間期に見直しを行っています。

(ア) 前期基本計画 平成21年度～平成25年度[5年間]

(イ) 後期基本計画 平成26年度～平成30年度[5年間]

## ウ 実施計画

基本計画を実施するための具体的な計画として、中期財政計画との整合性を図り、主要事業の内容を示すとともに、予算編成の指針とします。

社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、向こう3か年の計画をローリング方式（毎年度見直し）により策定します。

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
基本構想	[Dark Blue Bar]									
基本計画	[Blue Bar] (前期基本計画)					[Blue Bar] (後期基本計画)				
実施計画	[Light Blue Bar]			[Light Blue Bar]		[Light Blue Bar]				

ローリング方式により  
毎年度見直し策定

### 3. 実施計画の策定の視点

わが国の人口は、平成20年をピークに人口減少が続いており、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所における平成24年の将来推計人口では、平成72年の人口は8,674万人、65歳以上人口割合は39.9%とされております。本市でも、人口は減少し少子高齢化が進んでいくものと想定され、このことが税収の減少や社会保障費の増加、さらには地域経済の縮小など、市の将来に大きな影響を及ぼすものと懸念されます。

国においては、日本の急速な少子高齢化に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正するため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。また、同年12月には、人口の現状と将来人口等を展望した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および地方創生や人口減少対策を盛り込んだ「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が正式決定されたところです。

本市においても、少子高齢化、人口減少、厳しい財政状況など、様々な課題がある中で、職員一人一人がこのままでは危機的な状況になることを認識し、行政運営のあり方についても、前例や既存概念にとらわれない新たな視点に立った対応が必要であるとともに、業務体制や既存事業の実施方法等も抜本的に見直す必要があります。

このような状況を踏まえ、後期基本計画の推進テーマでもある、以下の6つの項目において、本市が直面する課題を解決し、真に実施すべき特色ある施策を計画に位置付け、将来都市像の「ひと・まち・自然きらめく オホーツク中核都市 ー安心な活力都市 北見ー」の実現を目指して、実施計画の策定を進めるものとします。

#### 〔推進項目〕

- (1) 自然と共生する安全・安心のまちづくり
- (2) 豊かな心と文化を育てるまちづくり
- (3) 支えあい、一人ひとりを大切にするまちづくり
- (4) 活力を生み出す産業振興のまちづくり
- (5) 住む喜びを実感できる生活優先のまちづくり
- (6) 市民とつくる信頼と協働のまちづくり

本年度の計画は、平成28年から平成30年度までの計画として策定します。

各事業は、前期基本計画の成果指標や住民満足度の検証結果に基づき、後期基本計画に引き継がれた課題に対応した計画を立案します。また、「地方創生」への対応とともに、各自治区のまちづくりでは、後期基本計画において位置づけた「自治区の目指す姿と整備方向」及び「今後の重点施策」を念頭に置いた事業計画の策定を進めます。

## **[事業採択のポイント]**

### **(1) 地方創生への対応**

地方版総合戦略基本目標（案）に掲げる「雇用」「交流促進」「子育て支援」「生活環境」に係る施策・事業

### **(2) 自治区の振興発展と特色あるまちづくりへの対応**

地域資源の活用などにより、特色あるまちづくりに結びつく施策・事業

### **(3) 時代の変化への対応**

長引く景気の低迷、雇用環境の悪化、少子・高齢化の進行、深刻化する環境問題など、時代の変化に対応している施策・事業

### **(4) 必要性、効率性、緊急性への対応**

社会経済情勢や多様化する市民ニーズを十分に把握し、必要性、効率性、緊急性に対応している施策・事業

## **4. 計画立案にあたっての留意事項**

実施計画策定の視点や行政評価（事務事業評価・施策評価）及び中期財政計画、行財政改革推進計画などを踏まえつつ、次の点に留意し計画立案を行ってください。

### **(1) 状況変化に対応した再評価**

第7次実施計画で採択されている事業についても、社会経済情勢の変化等に対応するため、再度検討することとします。

### **(2) スクラップ・アンド・ビルドの徹底**

新規施策の実施にあたっては、ソフト・ハード事業ともに「スクラップなくしてビルド無し」の考え方を基本とすることとします。

### **(3) 既存施設等の有効活用と適正配置**

施設の多目的利用や用途見直し、さらには統廃合を含めた適正配置の検討、施設の長寿命化や既存ストックの有効活用など、「北見市公共施設マネジメント基本方針」を踏まえた計画策定とします。

### **(4) 最少の経費で最大の効果を**

費用対効果を考慮し、多様な事業手法を検討することとします。

### **(5) 歳入の確保**

国や道の補助制度の動向に留意するとともに、財源確保に努めることとします。

### **(6) 情報公開と市民参加機会の充実**

情報公開と市民参加機会の充実に努め、行政と市民との協働によるまちづくりを進めることとします。

## 5. 実施計画の対象事業について

施設の維持補修や備品類の更新等について、実施計画に位置づける事業と実施計画対象外として臨時費要求とする事業の考え方は、以下のとおりです。

### (1) 施設の維持補修関連事業

ア 原型を変ずる事業（改修）は、原則として対象とします。

例：トイレ水洗化、施設入口スロープ設置、窓二重化 など

イ 原型を変じない事業（既存機能の維持を目的とする補修・修繕）は、**1施設の事業費が2,000万円以上**の事業を対象とします。

### (2) 車両購入・更新事業

ア 一般車両（乗用車等）は、増車・更新とも対象外とし、臨時費対応とします。

イ 特殊車両（バス・除雪車・重機等）は、増車・更新ともに実施計画事業に位置付けした上で整備を図っていきます。

ウ 消防本部所有の車両についても同様の取り扱いとします。

（消防車・救急車は実施計画事業とし、広報車等は臨時費対応）

[車両更新基準]

・乗用車 ～ 使用年数15年以上及び走行距離15万km以上

・福祉バス、スクールバス ～ 使用年数20年以上及び走行距離50万km以上

### (3) 備品等整備事業

ア 施設の新規開設や新規事業開始に伴う備品の購入については、

**1件300万円以上**の事業を対象とします。

イ 現有備品の更新についても、**単年度で1件300万円以上**の事業を対象とします。

ウ 1事業で複数の備品を更新または購入する場合は、その事業の総額が500万円以上の事業を対象とします。

### (4) その他の事業（経費）

ア 単年度のイベント開催に係る経費については、対象外とします。

イ 各種啓発等に係るリーフレット等の印刷物は、対象外とします。

**※実施計画対象外の事業であっても、事前評価の対象となる事業（臨時費等）は、すべて「事務事業評価シート（事前評価・実施計画）」を提出してください。**

## 6. 実施計画要求書の提出について

事業ごと要求書「平成27年度・事務事業評価シート（事前評価・実施計画）」を作成し、次により提出してください。

要求書は、各部局において自治区事業の調整を図った後、作成、提出することとします。

連携プロジェクトの要求については、プロジェクトを構成する事業の「平成27年度・事務事業評価シート（事前評価・実施計画）」の提出と併せ、プロジェクト全体の要求として、別紙「第8次実施計画連携プロジェクトシート」を提出することとします。

また、連携プロジェクトシートについては、関係部局・課で協議の上、プロジェクト主管課から提出してください。

### (1) シート様式及び

記載要領

イントラネットポータルwebキャビネット内に格納していません。

⇒企画財政部企画課 ⇒全市共用キャビネット

⇒行政評価 ⇒H27年度行政評価 内に保存

### (2) シート提出期限

**平成27年9月25日（金）厳守**

### (3) シート提出先

企画財政部 企画課

イントラネットポータル メールにより提出願います。

タイトルは必ず「**H27 事前・実計シート（〇〇課）**」としてください。

### (4) 資料の提出部数

説明資料6部

資料は、**原則A4縦、右上に課名、整理番号、事務事業名を記入**してください。

## 7. 実施計画策定スケジュール

項目	日程
策定方針通知	8月17日（月）
シート提出期限	9月25日（金）
各課ヒアリング	10月上旬～（別途通知）
実施計画案内示	11月下旬
実施計画決定	2月上旬
実施計画書作成	2月中旬

※スケジュールは現段階での予定であり、変更となることがあります。

## 8. 連携プロジェクトの取り扱いについて

連携プロジェクトは、推進項目に掲げるまちづくりを推進するための部・課横断的な創意工夫を凝らした取り組みとします。

なお、想定されるプロジェクトの考え方（下表）及び、仮想プロジェクト（別紙1）を掲載していますので、参考としてください。

（連携プロジェクト対象事業）

- ・原則、ソフト事業を対象とします。
- ・補助事業の創設は対象外とします。（例：少子化対策としての補助金交付事業等）
- ・事業期間は、3か年を区切りとします。
- ・複数部・複数課での取り組みとします。
- ・「5.実施計画の対象事業について」の（4）で、単年度のイベント開催に係る経費、リーフレット等の印刷物は実施計画の対象外としていますが、「連携プロジェクト」の場合は、この限りではありません。
- ・プロジェクトを構成する事業については、事務事業評価シート（事前評価・実施計画）とあわせ、「連携プロジェクトシート」（別紙2）を提出することとします。  
（関係課協議の上、プロジェクトの主管課が提出）

※すでに着手している事業の取り扱い

プロジェクトの構成事業は、既存事業も対象としますが、構成する事業には新規事業を必ず組み入れることとします。

また、「3.実施計画の策定の視点」や「4.計画立案にあたっての留意事項」について留意し、プロジェクトの立案を行ってください。

■対象とする推進項目と想定されるプロジェクトの考え方（参考例）

推進項目	想定されるプロジェクトの考え方
自然と共生する安全・安心のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害対策として、住民への情報発信手段の整備や自治会との連携による自治防災組織の形成に向けた取組</li> <li>・地球環境の保全やごみの減量化と有効活用に向けた取組 など</li> </ul>
豊かな心と文化を育てるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全・安心への取組や食育による健康増進への取組</li> <li>・子どもたちが夢や希望を持てる文化・スポーツ振興への取組</li> <li>・創造性豊かな人材育成の推進への取組</li> <li>・地域間交流活動、国際交流の推進への取組 など</li> </ul>
支えあい、一人ひとりを大切にするまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会全体で行う子育て環境づくりに向けた取組</li> <li>・高齢者等が生きがいを持ち地域を支える仕組みづくりに向けた取組 など</li> </ul>
活力を生み出す産業振興のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業誘致や商店街を魅力あふれる賑わいのある空間とするための取組</li> <li>・産業の担い手、起業家の支援組織の整備などへの取組</li> <li>・農林水産資源の地産地消の推進と地域ブランド強化への取組</li> <li>・観光資源などの地域資源を総動員した新しい観光創出への取組</li> <li>・産学官連携、産業複合による新事業創出への取組 など</li> </ul>
住む喜びを実感できる生活優先のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能的な都市空間、道路網などの整備や公共交通確保に向けた取組</li> <li>・豪雪災害に備えた市民、業者、行政による除排雪体制整備への取組 など</li> </ul>
市民とつくる信頼と協働のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、NPO法人など多様な主体が参画する行政課題解決への取組</li> <li>・地域ボランティアの組織づくり及び積極的な活用への取組 など</li> </ul>